

# 陳 情 回 答 緜

(陳情第4号～第14号)

令和2年第1回 市議會委員會審查分

堺 市 議 會



# 目 次

陳情第	4号 行政にかかる諸問題について	1
陳情第	5号 行政にかかる諸問題について	19
陳情第	6号 喫煙所について	31
陳情第	7号 行政にかかる諸問題について	35
陳情第	8号 教育環境の整備について	57
陳情第	9号 学校歯科健診について	59
陳情第	10号 学校給食について	61
陳情第	11号 放課後施策について	63
陳情第	12号 放課後施策について	65
陳情第	13号 放課後施策について	69
陳情第	14号 放課後施策について	71



番 号	陳情第4号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	3月25日

(審査結果)

第7項

現在、議会の広報については「広報さかい」において「議会のうごき」として、定例会や委員会において議論した事項を、議事の記録に基づき、できるだけ多く掲載し、平成25年度からは重要な議案に対する会派等別の賛否の一覧を掲載し、充実を図っています。

ご要望の議会広報紙単独での発行につきましては、多くの紙資源と多額の経費を要する等課題もあり、現在のところ、行っておりません。

今後とも、市民の皆様に議会情報をより一層分かりやすくお伝えする紙面の作成に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

番 号	陳情第4号	所管局	市長公室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第8項（企画部）						
いわゆる「大阪都構想」は、大阪府・大阪市の間で協議されているもので、本市は参画しておりません。						
第9項（企画部）						
本市では、市民一人ひとりが住んでいるまちに愛着や誇りを持って最大限に個々の力を發揮し、地域全体で行政と連携・協働しながら、地域課題の解決やまちづくりに参画する協働のまちづくりを推進しております。						
今後も、住民自治の取組を進めていくとともに、自治基本条例についても、大阪府内を含む先進自治体の情報収集等を進めてまいりたいと考えております。						
第10項（広報部市政情報課・広報課）						
市民と市長が対話できるような場については、これまでいろいろな機会を捉え、場を設けてまいりました。今後、対話の場についてより効果的な方法等を検討してまいります。						
また、「広報さかい」においては、限られた紙面の中で、市民の皆様に対して市政情報の効果的な発信に努めており、市長のメッセージにつきましては、市政の運営方針をお示しする場合などに適時掲載しているところです。掲載時はより分かりやすくお伝えできるよう努めてまいります。						
第11項（企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（健康福祉局健康部精神保健課）（産業振興局商工労働部産業政策課）						
統合型リゾート（IR）は、国際会議場や展示場等のMICE施設をはじめ、宿泊施設、商業施設、劇場等のエンターテイメント施設、カジノなどが一体となった複合集客施設です。						
IRは、国際観光拠点として、国内外から多くの集客が期待され、地域の観光振興、経済成長などに寄与することが期待されている一方で、ギャンブル等依存症や治安悪化などの懸念も指摘されているところです。						
国の基本方針案では、「カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響については、徹底的に排除する必要がある」と記載されています。また、大阪府・大阪市が令和元年11月に公表した実施方針案の中でも、「国のギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とし、大阪の実情を踏まえた大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、有効な対策を着実に実施する」とされています。						
本市としましては、引き続き、これらの動向を注視してまいります。						

番 号	陳情第4号	所管局	総務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第12項（行政部行革推進課）（市長公室広報部市政情報課）（財政局財政部財政課）</b>						
<p>市の行政運営における民間活力の導入については、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、今日の多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応し、経費の削減のみではなく、住民サービスの向上を図ることを目的としており、市としては、これらの効果が見込める場合については、適切に導入を進めています。今後とも、公の責任を果たしつつ、民間でできることは民間に任せ、効果的で効率的な行政運営を推進してまいります。</p> <p>また、本市において、個人情報を取扱う業務委託を行う際は、「堺市個人情報取扱事務の委託等に関する基準」に基づき、受託事業者における秘密の保持、罰則、適正管理、返還、廃棄等の事項を定めた契約を締結することとしており、必要に応じて保護体制について調査を行う等、受託事業者が個人情報に係る事故等を起こさないよう対応を行っています。</p> <p>補助金については、社会経済情勢や市民ニーズの変化などを踏まえ、事業の公益性の観点から交付を行っております。今後も予算編成などの機会を通じて、補助金の目的・効果・必要性等を検証してまいります。</p>						
<b>第13項（行政部総務課）</b>						
<p>自衛官及び自衛官候補生の募集に関する広報については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第119条の規定により、都道府県知事及び市町村長が行なうこととされており、第1号法定受託事務（本来は国が果たすべき事務のうち、その適正な処理を特に確保するため、都道府県・市町村に処理を委任する事務）として、地方自治法及び地方自治法施行令に定められています。</p> <p>本市では、これら法令の規定に基づき、毎年の自衛官や自衛官候補生の募集時期にあわせ、募集種目や概要を広報紙に掲載するなどの事務を行なっており、その一環として自衛隊大阪地方協力本部からの依頼に基づき、募集内容を市民に広く周知するため、堺市自治連合協議会に対し、自治会でのチラシの回覧やポスターの掲示の協力を依頼しています。これらの情報発信については、募集内容を周知するうえで一般的かつ有効な方法であると考えております。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	選挙管理委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第14項 (選挙管理委員会事務局)</b>						
<p>投票率の向上に向けて、各区のふれあいまつりでの啓発活動や高校等への出前授業の開催などあらゆる機会を通じて投票参加意識の向上に努めているところです。</p> <p>また障害者及び重度の在宅療養者等の選挙権行使を容易にするため、郵便投票の対象者を現在の「要介護5」から「要介護4」及び「要介護3」全体に拡大するよう指定都市選挙管理委員会連合会において、法改正要望に取り組んでいます。</p> <p>また投票用紙の二重交付などのミスがないよう投票・開票の事務手順を改善し、事務従事者への説明会・打ち合わせ会等の場を通じて、指示・指導の徹底を行い、選挙の適正な管理執行を行って参ります。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	危機管理室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第15項（危機管理室危機管理課・防災課）</b>						
<p>堺市では、国の予算や施策等について、堺市国土強靭化地域計画に基づく防災・減災対策の推進のため、橋梁耐震強化事業などのハード整備を中心に、国に対して提案・要望を実施しています。また、昨年度の一連の自然災害を受け、国に対して指定都市市長会の共同提案による災害復旧・復興等に関する財政措置の拡充や、関西広域連合、大阪府市長会として被災者生活再建支援法の適用要件の緩和の要望を実施しており、今後も引き続き要望していきます。</p> <p>また、大阪府が洪水及び高潮の新たな浸水想定区域を公表することに伴い、防災意識の醸成を図るとともに、避難体制の確立や被害を最小化するため、令和2年度にハザードマップ及び避難計画を更新・作成した上で、市民の皆さんにお知らせする予定です。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第16項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）						
<p>出張所については、区役所の前身である支所の開所にあわせて、平成4年から平成12年にかけて順次廃止しました。</p> <p>平成18年の政令指定都市移行に伴い、支所は区役所となりましたが、区民の皆様に身近な区役所では、日常業務におけるかかわりをはじめ、様々な機会を通じてご意見やご要望をいただいており、地域の声や実情を把握し、区域のまちづくりに反映するよう努めています。</p> <p>また、区役所においては、身近な日常生活での問題や人権問題に関し、ご来庁いただかなくても電話にてご相談いただける市民相談窓口などの各種相談窓口を設けており、多様な声をいただいているところです。</p> <p>今後も、市民の皆様との様々なかかわりを通じて声をお聞かせいただき、市政へ反映するよう努めてまいります。</p>						
第17項（市民生活部市民協働課・男女共同参画推進部生涯学習課）						
<p>公民館は、社会教育法第20条に基づき、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とし設置されており、高齢者をはじめ、様々な方に利用されています。なお、公民館増設の予定はございませんが、現在、公民館各室利用料金については無料となっておりますので、お気軽にご利用ください。</p> <p>地域会館や自治会館の管理運営につきましては、所有者である地元の校区自治連合会や単位自治会により自主的に行われており、維持管理に要する費用も地域によって様々な違いがある中、それぞれで利用料金の設定をされております。</p> <p>本市におきましては、地域住民及び地域住民組織の自主的な活動が活発に展開されるよう、「堺市地域会館整備費補助金制度」を設け、その活動拠点となる地域会館の整備に対して支援を行うとともに、地域会館の維持につきましても、「堺市地域会館大規模改修補助金制度」を設け、大規模な改修を行う際の支援を実施しておりますが、地域会館や自治会館の利用料金については、利用者の皆様にご負担いただくべきものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いします。</p>						
第18項（男女共同参画推進部男女共同参画センター）						
<p>利用者の多様な要望に応えるために、男女共同参画交流の広場や生涯学習施設など、既存施設との連携を図りながら、活動の場の提供に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解を願います。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第19項（人権部人権推進課）</b>						
<p>本市においては、昭和58年に非核平和都市宣言を決議するとともに、国内外の都市が連帶して国際社会に核兵器廃絶を訴える活動を行う平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会に加盟し、広範な都市連携のもと、さまざまな機会を通じて核兵器のない世界の実現を訴えているところです。</p> <p>今後も、平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会を通じ、核兵器廃絶を国際社会に求めてまいります。</p> <p>また、「核兵器禁止条約」につきましては、本市も加盟している平和首長会議から、核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求めているところです。</p>						
<b>第20項（人権部人権推進課）</b>						
<p>日本国憲法、中でも第9条につきましては、さまざまな議論がなされていることは認識しております。しかしながら、憲法改正につきましては、国権の最高機関である国会での発議を経て、国民投票により判断されるべきものと考えております。</p> <p>本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

#### 第21項（生活福祉部国民健康保険課）

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国民健康保険法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。

本市は、平成29年11月、大阪府国民健康保険運営方針策定に際しての大阪府からの意見聴取に対して、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、それら措置が講じられない場合は、統一保険料率の導入の延期も含めて然るべき判断を求める趣旨の意見を提出しました。

さらに、本年1月の堺市国民健康保険運営協議会の答申に付された「市町村標準保険料率のより一層の抑制に向けた方策及び財政措置等を実施することを、大阪府に対して求めること」との意見の趣旨を踏まえ、引き続き必要に応じて大阪府に提案や意見具申するなど、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでまいります。

なお、大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、令和3年度以降の保険料率についても、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応してまいります。

均等割については、国民健康保険法施行令において、被保険者均等割額は、被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定すると定められていることから、子どもを含む世帯に属する被保険者全員に対して賦課しています。なお、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入とこれに伴う財政支援について、国に要望してまいります。

#### 第22項（健康部健康医療推進課）

平成30年4月から令和2年3月末までの2年間をがん検診受診促進強化期間として、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診の5つのがん検診の自己負担金無償化を実施しており、今後は、新たに胃がんリスク検査及び前立腺がん検査も加えて無償化を実施する予算案を上程しています。引き続き無償化と合わせて予防と検診の重要性に関する啓発を集中的に行うことで、がん検診の受診を促進するとともに、早期発見、早期治療につなげたいと考えています。

番 号	陳情第4号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第23項（長寿社会部長寿支援課）</b>						
<p>人口減少と少子高齢化が急速に進展している今日においては、限りある資源や財源をより有効に活用しながら、持続的な発展をめざしていく必要があります。こうした中、本市の高齢者福祉施設においても、民間活力の効果的な活用や、今後施設に求められる役割や機能を踏まえたスペースや財源の適正配分などを通じて、時代に合った施設のあり方を見直していく必要があると考えております。老人福祉センターにつきましては、今日の社会的背景や、入浴事業の利用者の固定化や浴場設備の老朽化といった施設が抱える課題を踏まえ、公平性のあり方についての観点や、限られたスペースや財源を適正に配分するという観点から、見直しを検討しています。</p>						
<p>現在策定を進めている「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針（案）」において、各センターの立地特性やニーズを踏まえつつ、高齢者の介護予防や社会参加に資する事業を中心に機能を強化していくために、入浴事業を廃止し、限られたスペースや財源を配分していくとともに、高齢者だけでなく多世代による活用の可能性について検討していく、という案を示しておりますが、頂いたご意見なども踏まえながら、今後も検討を進めてまいります。</p>						
<b>第24項（長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>現状、高齢者の加齢性難聴の方への助成制度はございませんが、今後の社会状況や他市の動向について、必要に応じて調査・研究を行ってまいります。</p>						
<p>なお、聴覚障害を原因とした身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、補聴器の購入に要する費用を助成する制度がございます。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第25項（長寿社会部地域包括ケア推進課）（建築都市局住宅部住宅まちづくり課） 高齢者・低額所得者・障害者の方など、住宅確保に配慮を要する方々への居住支援として、不動産事業者等と連携した「住まい探し相談会」の実施や、「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」における協力店一覧リストの掲載、「セーフティネット住宅情報提供システム」における住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の情報提供など、住まい探しでお困りの方が相談や確認ができる様々な体制を整えています。 介護支援については、介護保険制度を適切に運営しているほか、要支援の方などを対象とする総合事業では、従来と同様の基準の訪問型サービスに加え、多様な主体による生活援助サービスを実施しています。 また、一人暮らし高齢者などが地域の中で孤立することなく安心して生活できるよう、校区福祉委員会が実施するサロンなどの交流を図る場の運営や見守りが必要な方への訪問活動について、堺市社会福祉協議会を通じて支援しています。 そのほか、堺市高齢者見守りネットワーク事業として、堺市内の事業所に協力事業所として登録していただき、日常業務の範囲内で高齢者への見守りや声かけを行うとともに、安否に異変を感じた時には、地域包括支援センターなどの関係機関に連絡していただく、という事業を実施しており、一人暮らしの高齢者が安心して生活できる体制づくりを推進しています。						

番 号	陳情第4号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第26項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）						
<p>市では令和元年10月から実施している国の幼児教育・保育の無償化や市独自の多子軽減施策の実施も見込み、平成30年度から4年間で過去最大規模の3,600人を超える受け入れ枠の整備を進めていく予定です。</p> <p>待機児童の解消に向けては、これまでに既存施設の増改築、私立幼稚園の認定こども園への移行、幼保連携型認定こども園の新設、小規模保育事業の新設などにより受け入れ枠の拡大を行ってきましたが、今後は市の所有する土地や小学校、公営住宅の空き室など、公有財産も積極的に活用するなど、効果的な受け入れ枠の確保に努めています。</p> <p>公立認定こども園の民営化については、限られた財源のもと、多様化する保育需要に対応しながら、今後も市民サービスの維持・向上を図るため、民間活力を導入するものです。民営化後の民間施設では、低年齢児を中心とした受け入れ枠の拡大や老朽化した建物の改築、一時預かり事業の実施など様々なサービスが提供されているところです。なお、民間移管にあたっては、引継ぎや共同教育・保育を行うとともに、移管後は、教育・保育の質の維持及び向上を図るために、保護者の皆さんを対象にアンケート調査を実施してフォローアップに努めるとともに、本市職員が訪問し、利用児童の様子や運営内容について確認や指導を行っています。</p> <p>幼児教育・保育の無償化にあたり、国は副食費については、保護者が直接負担することを基本としています。国が無償化にあわせて副食費の取り扱いを変更したのは、従前より1号認定子どもや私学助成幼稚園児の副食費が保護者直接負担となっていることによる1号認定と2号認定の認定区分間での取り扱いの違いの是正や、2号認定子どもについても保育料に含まれてはいたものの、従来から副食費を負担していたという点、在宅で子育てる家庭との公平性や義務教育の学校給食も自己負担であることなどを総合的に踏まえた結果と理解しています。</p> <p>そのうえで、国は年収360万円未満相当世帯などは副食費を免除するとしており、こうした国的基本的な考え方も鑑みる中で、市独自に実施している副食費補助に関する特例的な対応は今年度限りとし、次年度以降の独自支援は行わない方針です。</p> <p>また、市独自に実施する多子世帯における保育料無償化については、令和元年10月から開始した国の幼児教育・保育の無償化とあわせ、円滑な実施に努めています。</p> <p>保育士への処遇改善については、国制度において、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組みに応じた加算が設けられているほか、技能・経験を積んだ職員に対する追加的な加算も設けられており、市も応分の負担をしています。</p> <p>また、本市独自の運営補助金では、国の公定価格を上回る職員配置を可能とする補助項目を多く設定しているほか、保育補助者の雇上げに対する補助や、休暇取得率向上などの就業環境改善によって、職員のモチベーション向上や業務負担の軽減に取り組む施設への補助を行うなど、保育士の処遇改善や負担軽減、働きやすい職場環境づくりに努めています。</p> <p>なお、国に対しては、保育士の抜本的な処遇改善を国の責務においても実施するよう要望しているところです。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<p>第27項（児童自立支援施設整備室）</p> <p>堺市立児童自立支援施設の整備計画の中止は、大阪府の施設内に、寮の整備等必要となる受入れ体制を大阪府に求めるなど、対象となる堺市の子どもたちに必要な支援を行える環境をしっかりと確保することを前提に、施設整備費用や将来的なランニングコストを考えて、より効果的な手法として、大阪府への事務委託の継続を検討したことによるものです。</p> <p>引き続き、堺市の子どもたちに必要な支援を行えるよう、受入れ体制の確保について大阪府と十分協議していきます。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	文化観光局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<b>第28項（世界文化遺産推進室）</b> 仁徳天皇陵古墳の西側で計画していた（仮称）百舌鳥古墳群ガイダンス施設については、多額の整備費用と運営費用が必要となることから、予定していた建設を中止し、代わりのガイダンス機能については、既存施設である大仙公園レストハウスの活用及び堺市博物館の充実により確保することとしております。			

番 号	陳情第4号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第29項（商工労働部雇用推進課）

本市では、全年齢の女性を対象にした「さかいJOBステーション」の「女性しごとプラザ」や、働く意欲がありながら、様々な阻害要因のため就労に結びつかない方を対象にした「公益財団法人 堺市就労支援協会」通称「ジョブシップさかい」において、女性求職者の状況に応じて、就職につながるカウンセリングやセミナーの実施をはじめ、正規雇用の求人企業情報の提供及び企業とのマッチングなどの支援、結婚、出産、育児、介護等の様々な事情で一旦退職し再就職をめざす女性のキャリアプランク解消の支援などに取り組んでいます。

また、「さかいJOBステーション」の「SAKAI JOB CLUB」では、全年齢の女性を含め就業中の方を対象として、働く上での相談対応を随時行うとともに、職場での人間関係を円滑にするためのコミュニケーションスキル向上などのセミナーや、同年代の働く仲間と情報交換し、仕事への意欲向上につなげるための交流会を開催するなど、職場定着支援に向けた取組を行っています。

一方、企業に対しては、「ダイバーシティ経営戦略セミナー」などの実施を通じて、女性が活躍できる職場づくりを促しているところです。

今後も、様々な立場にある女性に対する切れ目のないきめ細かな就労・職場定着支援に取り組んでいきます。

番 号	陳情第4号	所管局	建築都市局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第30項（交通部公共交通課）						
<p>少子化に伴う通勤通学利用の減少や運転者不足などにより全国的にバス路線の廃止が相次ぐなど、地域の公共交通を取り巻く環境はますます厳しくなっています。</p> <p>こうした中で本市は、65歳以上の高齢者を対象としたおでかけ応援バスの実施や、誰もが乗り降りしやすいノンステップバスやバスの運行状況がリアルタイムで分かるバスロケーションシステム等の導入支援など、バスの利用促進や利便性向上を進めています。</p> <p>また、鉄道駅やバス停から遠く既存の公共交通を利用しにくい地域においては、乗合タクシーを運行し、日常の移動手段の確保に取り組んでいます。</p> <p>市としましては、今後とも事業者と連携してより良い市民の移動手段の確保に努めていきます。</p> <p>なお、乗合タクシーについては、予約を受けてから確実に配車するため、乗車の2時間前までに予約いただくようお願いしています。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	上下水道局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第31項（経営企画室）						
<p>水道法第6条第2項は、水道事業は原則として市町村を経営主体とすることを規定しています。これは、水道事業が膨大な資金と技術力を必要とし、かつ、継続的、安定的に経営させることが必要であるから、利潤を追求する私企業の経営によるよりは公共団体である市町村により経営されることが適切と考えられるためです。</p> <p>この趣旨を踏まえ、本市では、水道事業は、公益性・公共性の極めて高い事業であり、また、水の安全安心は、市民生活及び生命に直結するものであることから、安全な水の安定供給については、行政が責任を負うべきであると考えています。</p> <p>一方、人口減少に伴う水需要の減少など、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたり安定的に事業を運営していくためには、民間企業の技術力や高い効率性を活かすことが重要であると考えています。</p> <p>このようなことから、本市では、民間企業の高い効率性が期待できる検針・料金徴収業務などについて業務委託を導入し、安定した事業運営に努めています。</p> <p>民間企業に委託した業務であっても、本市の責任で運営されていることに変わりはなく、委託業者による業務履行を適正に管理しています。</p> <p>今後も、水道事業の公益性・公共性を確保した上で、民間企業との公民連携を進め、事業運営のより一層の健全化や効率化を図り、安全安心な水を安定的に供給してまいります。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第32項（総務部教育政策課）</b>						
<p>本市では、「ひとづくり・まなび・ゆめ」を教育理念とした第2期未来をつくる堺教育プランに基づき、事務事業を推進しています。引き続き、子どもたちの育ちや学びを支える教育の充実に取り組んでいきます。</p>						
<b>第33項（学校管理部保健給食課）</b>						
<p>現在、全員喫食制の中学校給食の導入に向け、本市における自校単独調理方式・親子方式・給食センター方式・デリバリー方式などの実現可能性や必要経費について、中学校の現地調査も含めた基礎調査を進めています。</p> <p>今後、「堺市中学校給食検討懇話会」での意見も踏まえながら、安全安心な学校給食の実施について、本市にとって望ましい調理方式の方向性を定め、令和2年度上半期の間に、中学校給食の調理方式を含めた実施方針や調理施設の整備スケジュールなどを定めた実施計画の策定をめざします。</p> <p>なお、中学校給食費への就学援助の適用については、全員喫食制の中学校給食の導入と併せて、検討していきます。</p> <p>また、昨年10月からの小学校給食費の改定は、子どもたちに必要な栄養価を充足するとともに、多様な食材や地場産物を使用した安全安心で栄養バランスのよい給食を提供するため、近年の食材価格の高騰のなか必要不可欠であると判断し決定したものですので、ご理解願います。</p>						
<b>第34項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>放課後児童対策事業の運営は、市の事業として条例で定める基準に基づき実施しており、公募型プロポーザル方式により運営事業者を選定しています。</p> <p>事業者の選定にあたっては、価格のみではなく、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム、安全体制など総合的な運営内容を審査して決定しています。</p> <p>業務の引継ぎ等については、仕様書において、発注者への引継ぎ及び引き継ぐ運営事業者に対し、安定して円滑に事業運営が継続できるよう協力することを定めており、スムーズな引継ぎ等が行えるよう、事業者に求めていきます。</p> <p>今回、中区、西区の計21校の事業者が変更となります、速やかに利用保護者への説明を行うため、各区役所を会場として3～4回の説明会を実施しました。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第35項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課）</b>						
<p>本市では、小学校3年生から6年生までの1学級38人を超える学年に対して教員の加配措置を行い、児童の状況に応じて少人数学級か習熟度別指導かを学校が選択できる「堺方式少人数教育」を実施しています。中学校では、習熟度別少人数指導加配として各校に1～3名教員を配置し、2学年以上もしくは2教科以上で少人数指導に取り組めるよう学校教育の充実を図っています。</p> <p>学級定数の改定については、学級編制基準、加配定数を含めた教職員定数の改善を通して見直しができるよう、本市として引き続き国に要望します。</p>						
<b>第36項（学校教育部生徒指導課・学校指導課）</b>						
<p>チャレンジテストについては、公立高等学校入試における評定の公平性を確保する必要があるため、大阪府統一のルールで実施されており、本市も参加しています。</p> <p>また、本市では、各教科におけるチャレンジテストの結果を分析・検証し、授業改善等に向け、学力向上の取組を実施しています。</p>						
<b>第37項（学校管理部教育環境整備推進室）</b>						
<p>平成19年12月に策定した堺市幼児教育基本方針では、「条件の整ったところから順次廃止する」としていますが、近年の教育や保育に対するニーズなど様々な状況の変化により、基本方針を見直し、改定版（案）を策定したところです。改定版（案）では、一部の公立幼稚園を研究実践園として存置し、3年保育と預かり保育を実施することとしています。</p>						
<b>第38項（学校管理部施設課）</b>						
<p>エアコンが未設置の特別教室の空調整備につきましては、利用状況を踏まえ、中学校から設置に向けた取組を進めています。また、小中学校の体育館のエアコン設置については、各学校での使用状況や国の動向、他市の状況などを注視し、防災の観点も踏まえながら研究を進め、学校施設の良好な環境改善に取り組んでいきます。</p>						

番 号	陳情第5号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	3月25日
(審査結果)	
第1項	
<p>議会の広報は現在、「広報さかい」において「議会のうごき」として、定例会や委員会において議論した事項を、議事の記録に基づき、できるだけ多く掲載し、平成25年度からは重要な議案に対する会派等別の賛否の一覧を掲載しています。</p> <p>限られた紙面の中で、各定例会において議論になったできるだけ多くの事項を、会派の枠にとらわれず、わかりやすく市民の皆様にお伝えすることができるものと考えております。</p> <p>各区選出の議員や会派の議会での活動を各区分別の広報紙面に掲載されたいとのご要望ですが、個別の議員や会派の活動報告については、それぞれが工夫を凝らして、適正に行っていただいている現状ですので、ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。</p>	

番 号	陳情第5号	所管局	市長公室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第2項（ニュータウン地域再生室）（健康福祉局健康部健康医療推進課）（南区役所企画総務課）						
<p>SDGs 未来都市である本市では、子育てや健康福祉、環境、防災など、あらゆる分野においてSDGsを推進しており、泉北ニュータウンにおきましても住み続けることのできる持続可能なまちの実現に向けた取組を進めています。</p> <p>特に泉ヶ丘エリアでは、近畿大学医学部等の開設に伴う道路や公園などの環境整備を行っています。また、府営住宅等の建替え・集約事業により生じる跡地活用については、泉北ニュータウン再生府市等連携協議会で設立した「泉北ニュータウンまちづくりプラットホーム」において民間事業者等に行ったヒアリング内容を参考に、活用方策を検討しているところです。</p> <p>大阪母子医療センターは、ハイリスクな妊産婦や新生児の受け入れ等を行い、本市を含む府域における周産期医療の拠点病院としての役割を果たしています。</p> <p>大阪府とも連携し、周産期医療に関する取組を支援していきます。</p> <p>保健センターを含めた南区役所の機能については、南堺警察署、文化会館などの施設と連携していくために、現在の場所にあるのが望ましいと考えております。</p> <p>図書館を含む泉ヶ丘市民センターについては、泉ヶ丘エリア全体の機能配置の中で、効果的な活用ができるよう検討を行っています。今後とも、泉ヶ丘エリアの活性化を図ることで、泉北ニュータウン全体の活性化につなげていきます。</p>						

番 号	陳情第5号	所管局	総務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第3項（人事部人事課）</b>						
<p>平成31年4月1日時点の堺市の女性職員の比率は32.7%で、過去4年間の同時点の比率は、平成27年度が29.6%、平成28年度が30.4%、平成29年度が31.5%、平成30年度が32.1%となっており、着実に上昇しています。</p> <p>今後も女性をはじめ誰もが働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、管理職、役職者を含めた女性職員の積極的な登用に取り組んでまいります。</p>						
<b>第4項（行政部行政改革推進課・人事部人事課）</b>						
<p>本市では、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする「第3期行財政改革プログラム」に基づき、本市の持続的な発展に向けた「質の高い公共サービスの実現」と「弾力的な行財政基盤の構築」を目的として、行財政改革に取り組んでいます。市民の皆様に実感していただけるサービス拡充を図っていくため、今年度、市が実施する全ての事務事業について、多様な視点から改めて点検を行いました。今後も、不断の見直しに取り組み、行財政改革を推進してまいります。</p> <p>また、常に社会経済等の変化に対応して適切な人員体制を構築するとともに、効率的・効果的な行政運営をめざしてまいります。</p>						
<b>第5項（行政部総務課）（建築都市局都市再生部都心まちづくり課）</b>						
<p>大阪府受動喫煙防止条例に基づき、令和2年4月1日から本庁舎敷地内の喫煙所を撤去し、敷地内全面禁煙といたします。</p> <p>また、Minaさかい市民交流広場でのスケートボード使用については禁止しており、警備員による監視に加え、看板や防犯カメラを設置して注意喚起を行っています。今後とも、広場の適正な利用に努めます。</p>						

番 号	陳情第5号	所管局	危機管理室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第6項（危機管理室危機管理課）</b>						
<p>堺市では、東日本大震災や熊本地震等の教訓から地域防災計画の実施計画である「堺市地震防災アクションプラン」の施策や新たに取り組む必要のある施策を再点検し、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ＝災害に強い堺市」と「速やかに回復するしなやかさ＝災害から素早く立ち直る堺市」として「強靭な地域」をつくりあげるための取組をとりまとめ、「堺市国土強靭化地域計画」を平成29年2月に策定し、各施策を推進しています。</p> <p>今年度、計画策定から平成30年度までの進捗状況の評価を行いました。その結果、各項目の進捗に差はあるものの、着実に施策が進んでいます。今後は、今回の進捗管理結果を基に、「堺市防災対策推進本部会議」において、各施策を個別に点検し、昨年度に引き続き、目標達成のための取組強化を図ります。また、対象とする災害に風水害を加え、取組の進捗状況等を勘案し、修正すべき施策や新たに取り組む必要のある施策を再点検し、令和2年度早期の本計画見直しに向けて着手しています。</p>						
<b>第7項（危機管理室危機管理課）（各区役所自治推進課）</b>						
<p>堺市では、減災対策において最も重要である地域防災力を向上させるため、住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その基礎となる地域コミュニティの活性化を推進するとともに、地域における自主防災体制の整備を推進しています。平成30年2月には、各校区の実情に合わせた取組の促進、継続による更なる防災力の向上を目的とした「地域防災力向上マニュアル」を作成し、校区の防災活動に活用いただくため、校区自主防災組織に配布し、活用に関する説明会や相談への対応などを行っています。</p> <p>また、各区役所とともに校区自主防災組織による地区防災計画の策定を促進するため、防災の専門家を派遣する事業を実施しています。今後も引き続き、市内の全ての地域で、防災の課題や対策を検討し、地域の防災計画として取りまとめ、共有してもらえるように取り組みを推進していきます。</p>						

番 号	陳情第5号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第8項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）</b>						
<p>各区の区民評議会では、各区で策定している区域まちづくりビジョンはもとより、地域の実情や区民ニーズを反映し、「子育て世代が住みやすい地域づくり」や「地域のつながり強化」など、その時々の状況を踏まえ、各区の課題や特色に応じた諮問事項について調査審議が行われ、その答申等に基づき、いくつもの事業を実現しています。</p> <p>また、各区の区民評議会については、設置から5年目を迎えるこれまでの運用や市議会における制度面や運用面に対する様々な議論も踏まえ、成果や課題を整理し、総括を行いました。</p> <p>今後、総括の結果を十分に踏まえながら、区民との協働・参画により、区域の課題解決や特色に応じた取組を推進できるよう、努めてまいります。</p>						
<b>第9項（人権部人権企画調整課）</b>						
<p>本市では、あらゆる人が尊重される平和と人権のまちをめざし、平成19年に「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」を施行し、平成27年に策定した「堺市人権施策推進計画」に基づき、市政全般を人権尊重の視点を持って推進しております。</p> <p>あらゆる人権課題について、市民の皆様に理解を深めていただけるよう、講演会やパネル展示などの啓発事業を行っております。</p> <p>今後も、すべての市民が暮らしやすい社会の実現に向けて施策を進めてまいります。</p>						
<b>第10項（人権部人権企画調整課）</b>						
<p>本市では、LGBTをはじめとした性的マイノリティの方々の人権問題について、理解促進に向けた啓発事業等を実施しているほか、平成31年4月には、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した性的マイノリティの方に対して、市が宣誓書受領証を交付する「堺市パートナーシップ宣誓制度」を開始するなど、誰もがありのままに自分らしく暮らせるまちをめざしています。</p> <p>今後も、多様な性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けた取組を推進していきます。</p> <p>また、ヘイトスピーチについては、平成28年6月に制定された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に関する法律」では、「地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるもの」と規定されています。本市においては、法の趣旨を踏まえながら、平成19年に制定した「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」に基づき、誰もが安心して生活できる社会をめざして取り組んでいきます。</p>						

番 号	陳情第5号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第11項（障害福祉部障害施策推進課）</b>						
<p>本市では、障害のある方が活き活きと活躍できる機会として、毎年4月から6月に「堺市障害者スポーツ大会」を開催しており、多くの障害のある方に参加していただいております。なお、同大会において堺市代表選手を選抜し、毎年10月に開催される「全国障害者スポーツ大会」への選手団派遣も行っています。</p> <p>また、堺市立健康福祉プラザでは、毎年10月に「s a k a i アートフェスティバル」として、障害のある方の絵画や書、造形などのアート作品展を開催しており、その作品制作にあたり、アート教室も開催し、多くの障害のある方に参加していただいております。</p> <p>今後も引き続き、障害のある方が活躍する機会の創出を行ってまいります。</p>						
<b>第12項（生活福祉部生活援護管理課）</b>						
<p>生活保護は、国民の最低生活を保障するとともに自立の助長を目的とした制度であり、本市においては、平成29年4月1日現在、19,240世帯26,014人が保護を受けています。</p> <p>本市におきましては、平成20年のリーマンショック後に生活保護受給者が急増した時期もありましたが、その後は雇用環境の改善や積極的な就労支援策の効果もあり、現在は横ばいとなっています。</p> <p>なお、就労自立給付金を支給した人数は、平成26年度は67人、平成27年度は159人と倍増しています。就労自立給付金は、生活保護受給者が就労することにより保護を脱却する際に支給される扶助であることから、本市において159人の方が、就労支援を受けるなどにより就労先を確保し、生活保護を脱却されたということを示しています。</p> <p>今後も、一人ひとりの課題に応じた就労支援を実施するなど、自立した生活ができるような施策を推進してまいります。</p>						

番 号	陳情第5号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第13項（長寿社会部地域包括ケア推進課）						
<p>堺市では、平成18年度から、人口規模や公共交通機関の状況等を考慮して、各区を基本とし、いくつかの小学校区を組み合わせた21の日常生活圏域を設定し、平成24年度からは、日常生活圏域ごとに21の地域包括支援センターを設置するとともに、各区役所に基幹型包括支援センターを設置し、多様で複雑化するニーズをもつ高齢者へ幅広い支援を実施しています。</p> <p>地域包括支援センターでは、地域の方などから相談があった場合、福祉や介護、医療の専門職であるセンターの職員が、電話やセンターでの対応だけでなく、自宅や地域へ出向いて相談に乗り、医療、介護、福祉、保健などの専門職間のコーディネートを行い、高齢者の支援や地域の課題解決を図っています。</p> <p>また、現在、アウトリーチなどによる迅速な相談対応を可能とするための地域包括支援センターの機能拡充の具体的な方法について、堺市介護保険条例に基づき、学識者、介護・予防サービス事業者、地域における福祉関係者等で構成する地域介護サービス運営協議会の意見も踏まえながら検討しています。</p>						

番 号	陳情第5号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<b>第14項（児童自立支援施設整備室）</b> 堺市立児童自立支援施設の整備計画の中止は、大阪府の施設内に、寮の整備等必要となる受入れ体制を大阪府に求めるなど、対象となる堺市の子どもたちに必要な支援を行える環境をしっかりと確保することを前提に、施設整備費用や将来的なランニングコストを考えて、より効果的な手法として、大阪府への事務委託の継続を検討したことによるものです。 引き続き、堺市の子どもたちに必要な支援を行えるよう、受入れ体制の確保について大阪府と十分協議していきます。			

番 号	陳情第5号	所管局	文化観光局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<p>第15項（世界文化遺産推進室）</p> <p>仁徳天皇陵古墳の西側で計画していた（仮称）百舌鳥古墳群ガイダンス施設については、多額の整備費用と運営費用が必要となることから、予定していた建設を中止し、代わりのガイダンス機能については、既存施設である大仙公園レストハウスの活用及び堺市博物館の充実により確保する考えであり、このことについて、議会や市長記者会見等の場で説明をしております。</p>						

番 号	陳情第5号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		

#### 第16項（商工労働部雇用推進課）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」は、令和元年5月に改正され、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます。

このような中、本市では、「さかいJOBステーション」の「SAKAI JOB CLUB」において、全年齢の女性を含め就業中の方を対象として、働く上での相談対応を随時行うとともに、職場での人間関係を円滑にするためのコミュニケーションスキル向上などのセミナーや、同年代の働く仲間と情報交換し、仕事への意欲向上につなげるための交流会を開催するなど、職場定着支援に向けた取組を行っています。また、育児等で離職し再就職をめざす方へのキャリアプラン解消の支援や、「堺セーフシティ・プログラム」の趣旨を十分踏まえ、安全で安心して働くことができるよう、様々な立場の女性に寄り添った就労支援に、府内外の関係機関と連携して取り組んでいます。

なお、市内事業所に対しては、ダイバーシティ経営や仕事と家庭の両立支援に関するセミナーの開催、女性の職域拡大につながる職場環境整備に取り組む市内中小企業への補助など、女性をはじめ誰もが能力を発揮できる職場環境の構築に向けた支援を行っています。

さらに、今年度から女性など多様な人材が活躍する市内中小企業等を認定し、職場環境整備などそれら認定企業による先進的な取組を広く情報発信する取組を開始したところです。

今後も、大阪労働局など関係機関と連携しながら、女性の職業生活における活躍推進に向けた支援に取り組んでいきます。

#### 第17項（農政部農水産課）

平成29年3月に策定した堺市農業振興ビジョン（以下「ビジョン」といいます。）におきましては、農業関係者等と連携、調整をしながら、外部の視点も加えた進行管理を行ってまいります。

このビジョンは、本市の「堺市マスタープラン」を上位計画とする農政部門の計画であり、市の関連する計画として「堺市まち・ひと・しごと創成総合戦略」、「堺市産業振興アクションプラン」、「堺市食育推進計画」、「堺市緑の基本計画」を掲げており、今後とも様々な分野で連携を図ってまいります。

番 号	陳情第5号	所管局	建築都市局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第18項（都市再生部都心まちづくり課）（産業振興局商工労働部商業流通課）						
<p>本市の中心市街地においては、平成27年3月に策定した「堺市中心市街地活性化基本計画」にもとづき、堺東駅周辺では、フェニーチェ堺やジョルノビルの再開発事業、博愛ビル活用事業、堺駅周辺では大浜北町市有地活用事業や大浜体育館建替事業などのハード整備を進めているところです。</p> <p>ソフト面でも、Minaさかい市民交流広場を活用したイベントや地域主体の取り組みが行われるなど、ハード・ソフト両面から様々な取組を進めています。</p> <p>また、堺東商店街における取組としては、フリーWi-Fiの整備や、防犯カメラの更新、アーケードの改修等のハード整備、多言語マップの作成や堺東フードフェス（飲食イベント）を実施するなど、国内外からの観光客を呼び込むための環境整備を行っています。</p> <p>これらの取組により、多様な目的を持った人の来街を促し、中心市街地の活性化を図ってまいります。</p>						
第19項（開発調整部建築安全課・建築部建築課）（環境局環境保全部環境対策課）（危機管理室危機管理課）						
<p>民間建築物の解体工事につきましては、引き続き関係部局で緊密な連携を図り、関係法令等に基づき適切に民間業者を指導していきます。</p> <p>また、市有建築物の解体工事につきましては、引き続き関係法令遵守の下、安心、安全の確保に努め工事を進めていきます。</p>						

番 号	陳情第5号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第20項（学校教育部支援教育課）</b>						
<p>本市では、自立をはぐくむ特別支援教育に取り組んでいます。子どもの障害の状況、教育的ニーズ、指導支援のあり方も様々であることから、取り組むべき課題は、教員の専門性や指導力の向上、校内支援体制の充実と捉え、研修の実施や様々な学校園支援を行っています。</p> <p>また、支援学校、小中学校支援学級、通常の学級のそれぞれの児童・生徒との交流及び共同学習の機会を充実させ、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり、集団づくりを進めています。</p>						
<b>第21項（教職員人事部教職員人事課）</b>						
<p>「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）は、児童生徒数に応じた学級編制を行った上で、この学級数等の学校規模を基にして、教育委員会が教職員の定数を定めるよう規定するとともに、学級編制及び教職員定数の標準を規定しています。本市におきましても、義務教育諸学校の教職員の定数は、この法律に基づいて決定しています。</p>						

番 号	陳情第6号	所管局	総務局			
件 名	喫煙所について					
<p>第1項（行政部総務課）（環境局環境事業部環境業務課）</p> <p>大阪府受動喫煙防止条例に基づき、令和2年4月1日から本庁舎敷地内の喫煙所を撤去し、敷地内全面禁煙といたします。</p> <p>なお、路上喫煙対策として、敷地外にある指定喫煙所の移設・改良などを行うことを検討しています。</p>						

番 号	陳情第 6 号	所管局	健康福祉局
件 名	喫煙所について		
<b>第2項（健康部健康医療推進課）</b> 本市では、改正健康増進法の全面施行と大阪府受動喫煙防止条例の一部施行を4月に控え、市内の事業所等において、受動喫煙防止対策に係る準備を進めていただいているところであり、現在、上乗せ条例の制定については、予定していません。 今後も、引き続き、改正法及び府条例の適切な運用に向け、市内の事業所や市民に法の趣旨や喫煙と受動喫煙の害について啓発し、法及び条例を遵守した対策を講じていただくよう、大阪府と連携しながら受動喫煙防止施策を推進してまいりたいと考えています。			

番 号	陳情第6号	所管局	文化観光局			
件 名	喫煙所について					
<b>第3項（観光部観光推進課）（環境局環境事業部環境業務課）</b>						
<p>欧米諸国では屋外は自由に喫煙できるとありますが、本市では、全市域で路上喫煙をしないよう努力義務を課しています。</p> <p>また、堺市博物館やさかい利晶の杜には多くの外国人観光客が訪れていただいていますが、観光客の受入れ環境の整備に関連して、新たに屋外の公衆喫煙所を作る予定はありませんが、啓発によるマナー向上や意識づけが重要であることから、外国人観光客向けに多言語による啓発を実施しています。</p>						



番 号	陳情第7号	所管局	総務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第1項（人事部人事課）</b> 簡素で、最適と考える任用や勤務形態の人員構成を実現することにより、住民のニーズに応える効果的・効率的な行政サービスを提供することが必要です。 そのために、市民の視点に立って、業務内容に応じた最適な任用形態を合理的に組み合わせながら、適切な人員配置を講じ、費用対効果の高い行政運営をめざしてまいります。						

番 号	陳情第7号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第2項（契約部契約課）（上下水道局サービス推進部事業サポート課）						
<p>建設工事及び工事に関連する業務委託の発注に当たっては、市内中小企業の受注機会を確保する観点から、競争性の確保を前提として、入札参加条件として市内業者に限定するなど、市内（地元）業者への優先発注を実施しています。また、共同企業体方式を活用し、大型工事や特殊工事等における市内（地元）業者の入札参加機会の確保を図っています。</p> <p>さらに、元請業者に対して、一部を下請に発注又は、原材料・物品を購入する場合には、可能な限り市内業者へ発注するように文書で依頼を行っています。加えて、建設工事では、総合評価落札方式の評価項目として市内業者への加点を行い、併せて元請業者から市内業者への下請と資材発注を促進するため、「市内下請の活用」及び「資材の市内調達」の状況に応じた加点を行うなどにより、市内中小企業の保護・育成に努めているところです。</p> <p>今後も競争性、公平性及び適正履行の確保に留意しつつ、市内中小企業の受注機会の確保に努めてまいります。</p>						

番号	陳情第7号	所管局	健康福祉局			
件名	行政にかかる諸問題について					
<b>第3項（1）①（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>平成30年度の国による国保制度改革は、都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的として実施されました。</p> <p>本市は、平成29年11月、大阪府国民健康保険運営方針策定に際しての大阪府からの意見聴取に対して、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、それら措置が講じられない場合は、統一保険料の導入の延期も含めて然るべき判断を求める趣旨の意見を提出しました。</p> <p>さらに、本年1月の堺市国民健康保険運営協議会の答申における「被保険者への影響を考慮し、市町村標準保険料率のより一層の抑制に向けた方策及び財政措置等を実施することを、大阪府に求めること」との意見の趣旨を踏まえ、大阪府に対して激変緩和措置のみならず、更なる財政措置を講じるとともに、保険料率の急激な増加については、府内統一保険料率を踏まえ、府において平準化するような仕組みを検討することなどの意見具申を行うなど、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでまいります。</p>						
<b>第3項（1）②（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>平成30年度の国保制度改革に伴い、大阪府は、改正国保法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、保険料率の統一などを定めました。ただし、平成30年度から令和5年度までの6年間は、各市町村による独自の激変緩和措置の実施が認められており、令和3年度以降の保険料水準についても、堺市国民健康保険運営協議会への諮詢・答申を踏まえて、基金からの繰入れを行うことなどにより、急激な負担増が生じることのないよう対応してまいります。</p> <p>なお、一般会計からの法定外繰入れについては、国民健康保険に加入していない市民に対して、法律に基づかない負担を強いることになるため、保険制度としての持続可能性、負担の公平性の観点から、基本的には不適切なものと考えられています。そのため、決算補填や保険料引き下げの目的で法定外繰入れを実施してきた市町村に対しては、国から計画的、段階的な解消が求められているところです。</p>						
<b>第3項（1）③（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>資格証明書及び短期被保険者証の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行に当たっては、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p>						

番 号	陳情第7号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第3項（1）④（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>一部負担金の減免制度については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められたことを受けて、本市でも平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しています。</p> <p>本市では、平成29年度までは、減免対象となる世帯の基準として、入院療養を受ける場合を除き、納期限が到来した保険料に未納がない世帯であることとの要件を設けていましたが、府内統一基準の導入によって当該要件を削除し、制度を利用できる対象を拡大しました。</p> <p>市民への周知については、広報さかい、市ホームページ、「国保のしおり」等に掲載するとともに、区役所窓口でも丁寧に制度説明を行うよう努めています。</p>						
<b>第3項（1）⑤（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>国民健康保険事業において、保険料の収納確保は制度を運営していく上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険料を納付することができない特別の事情もなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産があるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対しては、滞納処分を行うことになります。</p> <p>なお、滞納処分に至るまでには被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p> <p>保険料の未納は、負担の公平の原則から好ましいものではなく、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、高額療養費や葬祭費の給付申請時等に、説明のうえ滞納保険料に充当していただくようお願いしています。</p>						
<b>第3項（1）⑥（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>保険料の減免については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められたことを受けて、本市でも平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しています。</p>						
<b>第3項（1）⑦（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>傷病手当制度については、医療保険制度間の給付の公平を図るとの見地から、国において統一的に実施されることが望ましいと考えています。</p>						

番 号	陳情第7号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第3項（1）⑧（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>保険料を納期限後に納付した場合は、堺市国民健康保険条例に基づいて、納期限の翌日から納付日までの期間に応じて計算された延滞金が加算されます。延滞金が納付されない場合、催告を行い、催告後も納付が確認できなければ、財産の差押えなどの滞納処分を行う場合があります。</p> <p>ただし、災害による損害、事業の休廃止、失業など、堺市国民健康保険条例施行規則に定める一定の要件に該当し、延滞金の納付が困難であると認められるときは、申請により延滞金の減免が受けられる場合があります。そのため、保険料を滞納されている被保険者の皆様には、まずは早い段階で区役所保険年金課窓口へ、納付相談にお越しいただくようご案内しているところです。</p>						
<b>第3項（2）①（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国民健康保険法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。</p> <p>本市は、平成29年11月、大阪府国民健康保険運営方針策定に際しての大阪府からの意見聴取に対して、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、それら措置が講じられない場合は、統一保険料の導入の延期も含めて然るべき判断を求める趣旨の意見を提出しました。</p> <p>さらに、本年1月の堺市国民健康保険運営協議会の答申に付された「大阪府に対しては、市町村標準保険料率のより一層の低減に向けた方策や財政措置等を講ずることを引き続き求ること」との意見の趣旨を踏まえ、新制度における運用状況等を検証しつつ、必要に応じて大阪府に提案や意見具申するなど、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでまいります。</p>						
<b>第3項（2）②（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>国民健康保険料の算定方式は、法令の規定上、4方式（所得割、資産割、均等割及び平等割）、3方式（所得割、均等割及び平等割）又は2方式（所得割及び均等割）のいずれかによるものとされ、平成30年度の国民健康保険の都道府県単位化（広域化）以降、各都道府県で統一することとされております。大阪府においては、大阪府国民健康保険運営方針において3方式と定められています。</p>						

番 号	陳情第7号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第3項（2）③（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位化（広域化）に伴い、毎年約1,700億円の公費拡充が行われることとなっていますが、国民健康保険制度の財政基盤は依然として脆弱で不安定であるため、本市としては、更なる公費拡充によって、国保制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるよう、国に対して要望しているところです。</p>						
<b>第3項（2）④（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>国民健康保険被保険者資格証明書及び短期被保険者証の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行に当たっては、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p>						
<b>第3項（2）⑤（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>70歳から74歳までの方（現役並み所得者を除く。）の医療費の一部負担金割合については、法令の規定上2割であるところ、平成20年度以降、国の軽減特例措置により1割とされていましたが、平成26年4月1日から本来の法令の規定上の2割に変更されています。</p>						
<b>第3項（2）⑥（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>保険者（市町村、都道府県）ごとの実績や取組状況に応じて財政支援が行われる保険者努力支援制度の評価指標の一つとして、収納率向上の取組についての項目が定められていますが、本市においては、様々な取組の結果、平成22年度から平成30年度まで9年連続で保険料収納率を向上させることができました。</p> <p>今後も、被保険者の納付資力の見極めをしっかりと行い、保険料を確実に納めていただけるよう対策を進めてまいります。</p>						
<b>第4項（1）①（長寿社会部介護保険課）</b>						
<p>本市におきましては、独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。これにつきましては、平成30年度から収入要件を1人世帯では120万円以下から150万円以下へ引き上げる等の見直しを行いました。</p> <p>介護保険の利用料につきましては、その負担があまり高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けております。その自己負担上限額については、市民税の非課税世帯などの所得の低い方への配慮として、その上限額が低く設定されているところです。また、特に生計の維持が困難な低所得者に対しましては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対しましては、本市も応分の負担を行っています。</p>						

番 号	陳情第7号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第4項（1）②（長寿社会部介護保険課）</b>						
<p>収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しておりますが、その運用に際し、資産調査を行うことは、保険料負担の公平性の観点から必要と考えています。</p>						
<b>第4項（1）③（長寿社会部介護保険課）</b>						
<p>介護保険制度では、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料の負担割合が定められており、制度上、保険料の軽減措置に必要な財源は、保険料で賄うこととなります。</p>						
<p>したがって、本市としましては、平成27年度に設けられた国・地方の公費を繰り入れて低所得者の保険料を軽減できる仕組みの枠外で一般財源から繰り入れて保険者が独自に軽減措置を行うことは適当でないと考えます。</p>						
<b>第4項（1）④（長寿社会部介護保険課）</b>						
<p>介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることとされており、本市においては、所得に応じたきめ細かな16段階の保険料設定としております。</p>						
<p>保険料設定については、国に対して本人の所得のみにより算定することなどを要望しております。</p>						
<p>低所得者の保険料・利用料については、その所得状況や制度の運営状況を踏まえ、介護サービスの利用が制限されることのないよう負担軽減の拡大を図るなど国に対して必要な措置を講ずることを要望しています。</p>						
<b>第4項（1）⑤（長寿社会部介護保険課）</b>						
<p>介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることとされており、本市においては、所得に応じたきめ細かな16段階の保険料設定としています。</p>						
<p>保険料設定については、国に対して本人の所得のみにより算定することなどを要望しています。</p>						
<b>第4項（1）⑥（長寿社会部介護事業者課）</b>						
<p>特別養護老人ホームや高齢者グループホームなどの介護保険施設等については、社会情勢、待機者の状況等を勘案し、市内21か所の日常生活圏域を基本として計画的に整備を進めています。高齢者ができる限り住み慣れた地域において、社会とのつながりの中で安心して暮らし続けることのできる社会づくりを進めるために、引き続き入所希望者や施設運営の状況を鑑みて施設整備を行っていきます。</p>						

番 号	陳情第7号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第4項（1）⑦（長寿社会部介護保険課）</b>						
<p>介護保険施設等における居住費・食費については、利用者負担の公平性の観点から、介護保険給付の対象外となっています。ただし、低所得者の方において居住費・食費の負担が過重にならないように、所得に応じた負担限度額を設定し、低所得者の負担軽減を図っています。</p>						
<b>第4項（2）①（長寿社会部介護保険課）</b>						
<p>介護保険財政安定化基金は、市町村が通常の徴収努力を行ってもなお生じる保険料未納や予想を上回る給付費の伸びによる保険財政の不足に対応するため、介護保険法第147条の規定により都道府県において設置されているものです。</p>						
<b>第4項（3）①（長寿社会部介護保険課）</b>						
<p>低所得者の保険料・利用料については、かねてより国に対して、所得状況や制度の運用状況を踏まえ、介護サービスの利用が制限されることのないよう負担軽減の拡大を図るなど必要な措置を講じること、公費投入による低所得者の保険料軽減策に加え、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることにより、第1号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じることを要望しています。</p>						
<b>第4項（3）②（長寿社会部介護保険課）</b>						
<p>第1号被保険者の保険料徴収方法は、介護保険法の規定により年金から天引きする特別徴収と普通徴収という納付書や口座振替による方法があります。特別徴収の対象者については、介護保険法の規定により、特別徴収の対象年金を年額18万円以上受給している被保険者とされています。</p>						
<p>介護サービスに必要な財源はみなさまに納めていただく介護保険料でまかなわれています。介護や支援が必要となった方へ必要な介護サービスを提供するために安定的な制度運営にご協力賜りますようお願いいたします。</p>						
<b>第4項（3）③（長寿社会部介護保険課）</b>						
<p>令和元年12月27日付けの社会保障審議会介護保険部会がとりまとめた「介護保険制度の見直しに関する意見」では、「軽度者の生活援助サービス等に関する給付の在り方については、総合事業の実施状況や介護保険の運営主体である市町村の意向、利用者の影響等を踏まえながら、引き続き検討を行うことが適当である。」とされました。</p>						
<p>本市としましては、今般の介護保険制度改正に伴い、被保険者が必要なケアを受けられなくなることがないよう最大限配慮することを国に対し要望しており、今後も必要に応じて要望してまいります。</p>						

番 号	陳情第7号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第5項 (1) ① (生活福祉部医療年金課・障害福祉部障害者支援課・健康部保健所保健医療課)						
本市独自の助成制度につきましては、本市の限りある財源の中には、ご要望の制度化は困難な状況にありますので、ご理解をお願いいたします。						
第5項 (1) ② (生活福祉部医療年金課)						
子ども医療費助成制度につきましては、平成22年7月から、所得制限を撤廃した上で、入院・通院にかかる医療費助成を中学校卒業まで拡充し、平成31年4月からは、さらに18歳(18歳に達した日以後の最初の3月31日)まで拡充いたしました。						
なお、一部自己負担額につきましては、平成16年11月から、大阪府の福祉医療費助成制度として府内統一で導入されているもので、1医療機関当たり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいている。						
平成18年7月診療分からは、1か月当たりの負担限度額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、一部自己負担額の合計が対象者一人につき1か月当たり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については還付させていただいている。						
また、平成30年4月診療分からは、月額上限額を超えた際に、対象者へ還付手続をご案内のうえ口座登録をしていただき、以後、2,500円を超えた分を自動償還することとしておりますので、ご理解をお願いいたします。						
第5項 (1) ③ (健康部保健所保健医療課)						
平成27年1月に難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)が施行され、新たな難病医療費助成として特定医療費制度が創設されました。国では、難病とは、(1)発病の機構が明らかでなく、(2)治療方法が確立していない、(3)希少な疾病であつて、(4)長期の療養を必要とするものとされ、さらに特定医療費の支給対象となる指定難病は、患者数が本邦において一定の人数(人口の約0.1%程度)に達しないこと、客観的な診断基準(又はそれに準ずるもの)が確立していることとされており、厚生労働大臣が指定しています。対象疾病は、110疾病から段階的に拡大され、現在、計333疾病が指定されています。さらに、厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会では、対象疾病的追加や、既に指定されている疾病的支給認定に係る基準についての見直しを行うことが検討されています。						
また、難病法に基づく公平かつ持続的、安定的な医療費助成の仕組みとして、患者の自己負担の割合及び患者等の所得に応じた自己負担上限額が定められており、高額な医療を長期に継続している方への負担軽減等が図られています。						
本市としましては、難病患者の方が安心して医療費助成を受けられるよう、今後も引き続き国の動きを注視しつつ対応してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。						

番 号	陳情第7号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第5項（1）④（生活福祉部医療年金課）</b>						
<p>ひとり親家庭医療の対象者については、平成16年11月の大阪府福祉医療費助成制度改正により、18歳（18歳に達した日以後の最初の3月31日）までの児童に拡充されています。</p> <p>所得制限につきましては、大阪府市長会を通じ大阪府へ所得制限を引き上げるよう要望しています。</p>						
<b>第5項（1）⑤（生活福祉部医療年金課）</b>						
<p>入院時食事療養費の標準負担額につきましては、各健康保険制度の中で、低所得者の食事療養費の標準負担額を減額できる軽減措置があり、一定の負担軽減が講じられておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>						
<b>第5項（2）（生活福祉部医療年金課）</b>						
<p>大阪府の福祉医療費助成制度は、平成16年11月から、今後とも持続可能な制度としていくことを志向するなかで、子育て支援・ひとり親家庭への自立支援の観点から対象者の拡充を図るとともに、世代間負担の公平性の確保、高齢障害者など医療の重要度の高い方への重点化や受益と負担の適正化を図るため、無理のない範囲での一定の負担をいただくなどの見直しがなされました。</p> <p>平成18年7月診療分からは、月額上限額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、一部自己負担額の合計が対象者一人につき1か月あたり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については還付させていただいている。</p> <p>なお、大阪府では持続可能な制度とするため、平成30年4月に福祉医療費助成制度の再構築を行いました。この改正により、平成30年4月診療分から、重度障害者医療費助成制度・老人医療費助成制度の一部自己負担額の月額上限額が3,000円に変更されましたが、月額上限額を超えた際に、対象者へ還付手続きをご案内のうえ口座登録をしていただき、以後、月額上限額を超えた分を自動償還することとしていますので、ご理解をお願いいたします。</p>						
<b>第6項（1）（健康部健康医療推進課）</b>						
<p>ハイリスク分娩など命に係わる危険性があり、かかりつけ医では対応できない妊婦の方に対しての夜間・休日診療については、大阪府、大阪市と共同して大阪府周産期医療体制整備事業を実施しており、この事業の中で府内の病院に救急搬送を受け入れてもらう体制を確保しています。</p> <p>小児科の夜間・休日の医療体制については、堺市の外郭団体である（公財）堺市救急医療事業団が堺市こども急病診療センターを運営し、一年を通じて休日・夜間の小児初期診療を行っています。</p>						

番 号	陳情第7号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

#### 第6項（2）（健康部健康医療推進課）

特定健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律を根拠とする健診で、メタボリックシンドロームに着目して検査項目を特定し、医療保険者が、40歳から74歳までの被保険者とその被扶養者を対象として、毎年度計画的に実施することとなっています。

本市では、堺市国民健康保険の医療保険者として高齢者の医療の確保に関する法律及び同法施行規則等に基づいた特定健康診査を実施しています。

また、特定健康診査以外にも市民の健康保持・増進を図るため、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、胃がんリスク検査（ピロリ菌の有無及びペプシノゲンの測定）、前立腺がん検査、骨粗しょう症予防検診を実施しています。

各種がん検診については、平成30年4月から令和2年3月末までの2年間をがん検診受診促進強化期間として、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診の5つのがん検診の自己負担金無償化を実施しており、今後は、新たに胃がんリスク検査及び前立腺がん検査も加えて無償化を実施する予算案を上程しています。引き続き無償化と合わせて予防と検診の重要性に関する啓発を集中的に行うことで、がん検診の受診を促進するとともに、早期発見、早期治療につなげたいと考えています。

#### 第6項（3）（健康部健康医療推進課）

本市では、女性特有のがんを早期に発見し健康保持を図るため、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいて子宮がん検診、乳がん検診を実施しています。

この指針は、厚生労働省がさまざまな研究報告に基づく有効性評価や疾病構造の動向、検診の提供基盤の検証などを基に、がん検診事業の重要性や適切な実施方法について地方自治体に示したものです。

平成16年4月に「がん検診に関する検討会（厚生労働省）」の報告結果により、指針が一部改正され、子宮がん検診においては検診の対象を30歳以上毎年から、20歳以上隔年に受診間隔を変更しても有効性が十分保たれること及び「総合的に判断すると、2年に1度とすることが妥当である」との検討結果から、また乳がん検診においては30歳以上毎年の視触診から40歳以上隔年の視触診とマンモグラフィの検査に変更をしても死亡率減少効果があるとする十分な研究評価がなされていること及び「マンモグラフィと視触診の併用による検診の適正な間隔は、2年に1度である」という検討結果から、隔年の受診間隔となっています。

自己負担金については、平成30年4月から令和2年3月末までの2年間をがん検診受診促進強化期間として、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診の5つのがん検診の自己負担金無償化を実施しており、今後は新たに胃がんリスク検査及び前立腺がん検査も加えて無償化を実施する予算案を上程しています。引き続き無償化と合わせて予防と検診の重要性に関する啓発を集中的に行うことで、がん検診の受診を促進するとともに、早期発見、早期治療につなげたいと考えています。

番 号	陳情第7号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第6項（4）（健康部保健所感染症対策課）						
<p>予防接種法に基づく定期接種については、同法に「予防接種を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより実費を徴収することができる」とされていますが、主に感染症のまん延防止を目的としたA類疾病（百日せき、ジフテリア、破傷風、麻しん、風しんなど）の予防接種はすべて無料で実施しています。一方、主に個人の発病又はその重篤化を防止することを目的としたB類疾病（インフルエンザ・肺炎球菌）の予防接種につきましては、受益者負担の観点からワクチン代相当（インフルエンザ1, 500円、肺炎球菌4, 000円）として、自己負担金を徴収し、実施しています。</p> <p>ただし、対象者のうち生活保護世帯、市民税非課税世帯等の方につきましては、接種控えに繋がらないよう自己負担金を免除しています。</p> <p>また、定期接種以外の任意の予防接種については、個人の判断と自己負担により接種いただいており、国においては、それらのワクチンについて有効性、安全性及び費用対効果等の評価を行い、定期接種への位置づけが検討されているところです。</p> <p>本市といたしましては、厳しい財政状況の中にあることや受益者負担のあり方に鑑み、市がすべての予防接種に対し公費負担をすることは困難であり、現行の制度を持続可能なものとすることが重要であると考えます。</p> <p>今後、国において定期接種対象の拡大などが実施された場合においても、新たに生じる公費負担や市の財政状況などを勘案し、保健衛生施策全般として、総合的に判断していくものと考えます。</p>						
第7項（1）（生活福祉部生活援護管理課）						
<p>国は、年末の特別需要については、生活保護制度の期末一時扶助で対応していると判断しています。</p> <p>さらに、夏期については年末に比較して支給する特段の需要はないという判断から、国は制度として保障していない状況となっています。</p> <p>このため、本市としては、国に対し夏期一時扶助の創設について、これまで同様に伝えてまいります。</p>						
第7項（2）（生活福祉部生活援護管理課）						
<p>堺市小口更生資金貸付制度は、一時的に生活に困窮した世帯に対し、世帯の更生を図っていただくことを目的に25万円を限度として必要額をお貸しする貸付制度です。償還については、2か月据え置き後、貸付の金額によって20か月から25か月の間に元利均等償還をしていただいています。</p> <p>また、国においては、低所得者や失業者等の生活再建に向けたセーフティネットの強化策の一つとして、生活費及び一時的な資金の貸付けを行う総合支援資金など生活福祉資金貸付制度の内容が拡充され、制度の利用が進んでいるところです。</p>						

番 号	陳情第7号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第7項（3）（長寿社会部長寿支援課）</b>						
<p>現在、大阪府生活福祉資金（福祉資金）の一環として、低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯の方で、居住する住宅を増築、改築、拡張、補修又は保全をする場合等に必要な経費の貸付を行っています。貸付上限額は、250万円であり、貸付期間が終了してから6か月の据え置き後、7年以内に償還することになっています。</p> <p>なお、従前は、連帶保証人が必要で年3パーセントの利子でしたが、平成21年10月から貸付条件が緩和され、連帶保証人を1名設定できる方は無利子、設定できない方は1.5パーセントの利子とし、据え置き期間についても、従前の3か月から6か月へ拡充しています。（65歳以上の方が借受を希望される場合は、連帶保証人の設定が必要です。）</p> <p>この事業は、大阪府社会福祉協議会が大阪府の補助を受け実施している事業であり、堺市内の申込窓口は、堺市社会福祉協議会となっています。</p> <p>ご要望の趣旨については、大阪府に伝えてまいります。</p>						
<b>第8項（1）（長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>（公社）堺市シルバー人材センターでは、健康で働く意欲のある高齢者の就業の場を確保するため、就業を通じて自己の就労能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就業機会の拡大と福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に、臨時の、短期的又は軽易な仕事を個人家庭、民間事業所、公共団体等などから引き受け、希望や能力に応じて会員に提供しています。</p> <p>また、同センターでは、より多くの高齢者に就業の場を確保することをめざし、多種多様な就業機会の提供等の事業拡大に向けた団体の事業計画を策定し、受託業務の受注量の増加に向けて、努めています。</p> <p>障害者の働く場の確保など就労への支援については、障害者の就労支援の専門機関として、堺市障害者就業・生活支援センターにおいて、就労を希望する障害者の方の能力や特性を把握したうえで、必要に応じて就労支援に携わっている関係機関と連携しながら、就業に向けた支援と就職後も継続してサポートする定着支援を行っているところです。また、一般企業等への就労が困難な方に働く場を提供する就労継続支援事業所については、年々、増えています。</p>						
<b>第8項（2）（障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>従前の作業所については、現在は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所としてサービスが提供されており、その経費は、利用者負担を除き、同法の定めによる自立支援給付費で賄われております。その財源構成は、国1／2、都道府県1／4、市町村1／4となっています。</p> <p>なお、自立支援給付費については、国において定期的に見直しが行われているところです。</p>						

番 号	陳情第7号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第8項（3）（障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>日中活動系サービスを利用する方に対して、事業所に通うために要する交通費の助成については、現在のところ考えておりませんので、ご理解のほどお願いいたします。</p> <p>なお、現行の生活介護や就労継続支援などの通所サービスを行う事業所に対しては、障害福祉サービスの事業報酬として、送迎加算が設けられているところです。</p>						
<b>第8項（4）（長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</b>						
<p>障害者給付金及び敬老祝金給付事業については、当初の障害者や高齢者に対する激励・補完といった役割を一定果たし終えたものと判断しているところです。</p> <p>限られた財源の中で優先順位をつけて各施策を実施しており、現在のところ、制度を元に戻すことは困難と考えておりますので、ご理解ください。</p>						
<b>第8項（5）（長寿社会部地域包括ケア推進課）</b>						
<p>平成28年4月以降に設置した緊急通報装置のペンダントは、防水性のあるペンダントとなっておりますが、それ以前に設置したものには防水性はございません。防水性のないペンダントであっても、ビニールパック等に入れていただければ入浴中にもご使用いただけますので、ご理解のほどよろしくお願いします。</p>						
<b>第8項（6）（長寿社会部地域包括ケア推進課・障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>高齢者のみを対象としたタクシー利用助成制度はありませんが、重度障害者福祉タクシー利用助成制度において、重度障害者（児）の社会参加の増進を図るため、移動手段であるタクシーの初乗り運賃に対して助成を行っています。本市の財源に限りがある中、現在のところ利用枚数の拡大等については考えておりませんが、障害者の社会参加を促進するため必要な助成であることから、外出支援サービス事業について、今後も国に財政措置を講じるよう要望を行ってまいります。</p>						
<b>第8項（7）（生活福祉部医療年金課）</b>						
<p>平成25年8月の社会保障制度国民会議の審議結果を受け、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律において、高齢者医療制度については、医療制度改革の実施状況を踏まえ、必要に応じ検討するとされています。</p> <p>本市といたしましては、後期高齢者医療制度について、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を確保していくことが重要であると考えます。今後とも、国に対して、幅広い国民の納得と信頼が得られる制度を構築するよう、機会あるごとに要望してまいります。</p>						

番 号	陳情第7号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第9項（1）（子ども青少年育成部子ども家庭課）</b>						
<p>本市助産施設につきましては、産科医療機関等が減少する中、市内4医療機関が実施しております、また、近隣市の助産施設においても実施しています。</p> <p>また、本市の助産制度では、国基準に加えて、各施設で個別に設定されている入通院に係る経費においても原則、対象としています。</p>						
<b>第9項（2）（子ども青少年育成部子ども家庭課）</b>						
<p>入院助産の認定手続きにつきましては、児童福祉法上、経済的な事情により出産が困難な妊婦を対象としていることから、申請者（妊娠または扶養義務者）の現況の確認を行う必要があるため、母子健康手帳及び健康保険証の写しの提出、所得についてはマイナンバーによる確認や課税証明書の提出により手続しています。</p>						
<b>第9項（3）（子育て支援部幼保推進課）</b>						
<p>市では令和元年10月から実施している国の幼児教育・保育の無償化や市独自の多子軽減施策の実施も見込み、平成30年度から4年間で過去最大規模の3,600人を超える受け入れ枠の整備を進めていく予定です。</p> <p>待機児童の解消に向けては、これまでに既存施設の増改築、私立幼稚園の認定こども園への移行、幼保連携型認定こども園の新設、小規模保育事業の新設などにより受け入れ枠の拡大を行ってきましたが、今後は市の所有する土地や小学校、公営住宅の空き室など、公有財産も積極的に活用するなど、効果的な受け入れ枠の確保に努めています。</p>						
<b>第9項（4）（子ども青少年育成部子ども育成課・子育て支援部幼保推進課）</b>						
<p>緊急一時保育については、堺市保育所等緊急一時保育の実施に関する要綱を設け、保育の必要性のある児童について、保護者の妊娠・出産、疾病及び介護、災害復旧などで、緊急その他やむを得ない理由により他に保育の代替となるものが全くない場合に限り、認定こども園や保育所等を利用できることとしており、適切な運用に努めています。</p> <p>病児保育事業につきましては、堺市子ども・子育て支援事業計画に基づき、5か所の施設を設置しています。また、平成30年3月から市内全域を対象とする訪問型病児保育事業を実施するとともに、平成30年5月から利用ニーズの高い北区の施設について、定員増を図りました。</p>						

番 号	陳情第7号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第10項（1）（商工労働部産業政策課）</b>						
<p>中小・小規模企業は、地域経済と雇用を支える重要な存在であると認識しております。</p> <p>こうした認識のもと、本市では、堺市産業振興アクションプラン（平成30年4月改定）において、「中小・小規模企業の経営基盤の強化」を重要な戦略のひとつと位置づけ、中小・小規模企業のきめ細かな支援に取り組んでいるところです。</p> <p>今後とも、中小・小規模企業の実態に適切に配慮しながら、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に、中小・小規模企業を総合的に支援し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。</p>						
<b>第10項（2）①（商工労働部ものづくり支援課）</b>						
<p>地場産業・伝統産業の事業継続と発展には、販路拡大や後継者育成を支援することが重要であり、各産地組合が行う販路拡大や後継者育成などの取組に対して補助金を交付し、産地組合と連携して事業活動を支援することにより、地場産業・伝統産業の振興に努めております。</p> <p>また、首都圏における販路開拓として展示会への出展を支援しているほか、海外販路開拓として、昨年度に続き、フランス・パリでのプロモーションや商談会を行っています。</p> <p>さらに、職人の高齢化や後継者不足への対応として、新たに従業員を雇用し後継者育成に取り組む事業所に対して補助金を交付し、後継者の確保を支援しています。</p> <p>このほか、市民をはじめとする多くの方々に堺の地場産業・伝統産業に潜む技術と魅力を知っていただくため、卓越した技能を持つ職人を堺市ものづくりマイスターとして認定するとともに、堺伝統産業会館においても、体験・学習・展示コーナーの設置や、ものづくり実演・体験などのイベントを随時実施するなど、堺の地場産業・伝統産業の認知度を高め、魅力を発信する取組を行っているところです。</p> <p>今後とも、地場産業・伝統産業の現況や課題を把握しながら振興・育成に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第7号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第10項(2)②(商工労働部ものづくり支援課)						
<p>本市の制度融資では、市内中小企業者の資金調達を円滑に進めるため、信用保証協会を保証機関とする融資以外にも、堺市産業振興センターを保証機関とする多様な融資メニューも設けています。</p> <p>新たに事業を営むために必要な準備を行っている方、または事業開始後6か月未満の方の資金需要に応えるため「堺市創業者支援資金融資」を実施し、創業の際必要な運転資金や設備資金の融資を行っています。</p> <p>また、市内中小企業者の設備投資等の資金需要に対応する制度として、「中小企業活力強化資金融資」を実施しております。</p> <p>両制度は、市が信用保証料を全額負担しており、前向きな経営を推進する中小企業者にとって利用しやすいものと考えております。</p> <p>加えて、厳しい経営環境にある市内中小企業者を支援するために、「堺市経営安定特別資金融資」を実施しております。本制度は、売上高が減少している場合等に利用できるセーフティネット融資としての側面も備えており、数多くの中小企業者の方からご利用いただいております。</p> <p>今年度からは、事業承継資金に係る融資の保証料を中小企業者に代わり、市が負担する制度を全業種を対象となるよう拡充するなど、制度の拡充を行いました。</p> <p>その他、信用保証協会を保証機関とする制度融資も実施しており、多様な資金ニーズに対応するため、種々の融資メニューを設けております。</p> <p>また、国や府に対しましても、大阪府市長会を通じて、国・府の施策並びに予算に関し、中小企業者にとって利用しやすい融資制度になるよう融資利率の引き下げや条件の緩和を要望しています。</p> <p>今後とも、中小企業を取り巻く経済情勢と企業の経営実態に即した利用しやすい融資制度の構築につとめてまいります。</p>						

番 号	陳情第7号	所管局	建築都市局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第11項（交通部公共交通課）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課・生活福祉部生活援護管理課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課）						
<p>おでかけ応援バスは、平成16年度に高齢者の社会参加を目的にスタートし、その後、利用対象日の拡充を図ることで公共交通の利用促進や路線バス網の維持確保に寄与してきた経緯があります。</p> <p>また、本市では、平成19年度以降バス路線の退出等による公共交通空白地域の拡大も抑止できていることから、引き続き本制度の維持を図っていきたいと考えています。</p> <p>生活保護受給者の日常生活における交通費につきましては、現行制度上は、日常生活の需要に含まれるものとみなされています。</p> <p>なお、通院や求職活動等のための交通費につきましては、支給対象となる場合がありますが、支給のための要件もありますので、具体に必要な場合には事前にご相談ください。</p> <p>身体障害者又は知的障害者に対しては、JRや私鉄各社において、旅客運賃の割引制度を設けております。バスにつきましても、バス会社により適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引となるなどの割引制度がありますので、現行の割引制度の利用をお願いいたします。また、介護者についても、障害者本人の障害の程度によって、割引が受けられる場合がありますので、詳しくは各交通機関にお問い合わせください。</p> <p>妊婦については、ご自身のからだの変化や状態に合わせて外出の可否や交通手段を選択されることから「おでかけ応援バス」を適用することは考えていません。</p>						

番 号	陳情第7号	所管局	上下水道局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第12項（経営企画室）						
<p>本市の水道料金につきましては、消費増税に伴う改定を除き、平成21年8月と平成22年10月の二度にわたり水道料金の値下げを実施してきました。</p> <p>その後もさらなる節水機器の普及や人口減少により、水道料金収入は緩やかに減少しており、今後もこの傾向は続く厳しい経営状況にあります。しかし、平成30年4月に大阪広域水道企業団から堺市への水道用水供給料金が引き下げられたことから、本市では、この負担減少分をお客さまに還元するため、令和元年12月に三度目の値下げを実施したところです。</p> <p>下水道事業においても経営改善に取り組んだ結果、下水道ビジョン（改訂版）の計画期間内（平成28年度から令和2年度まで）は、浸水対策や施設の耐震化など、市民の安全・安心に必要な事業を行いつつ、経営の安定性を確保できる見込みとなったため、平成29年10月1日に下水道使用料を引き下げております。</p> <p>次に、ご要望の低所得者や生活保護世帯に対する水道料金並びに下水道使用料の軽減、免除制度の創設についてお答えします。</p> <p>水道事業並びに下水道事業の経営は、地方公営企業法に基づき、事業の経費は当該事業の経営に伴う収入をもって充てる、いわゆる独立採算制を基本としており、サービスの提供に要する経費負担をその受益者に求めるという受益者負担の原則により、使用者間の負担の公平性を図るとともに、財政の自主・自立を確保することで、効率的な事業運営をめざしております。</p> <p>このように、独立採算制の下で経営を行う場合において、ご要望のように一部の方を対象とした水道料金並びに下水道使用料の軽減、免除制度を創設すれば、当該制度による減収分を、結果的に他の市民のみなさまに転嫁することとなるため、受益者負担の公平性の観点から適切でないと考えております。</p> <p>従いまして、本市といたしましては、現在のところ軽減、免除制度の創設は考えておりません。今後とも、より安価に水道及び下水道をご利用していただけるよう、更なる経営の効率化を図り、より一層の経費削減に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>						

番 号	陳情第7号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第13項（1）（総務部総務課・学校教育部学校指導課）</b>						
<p>教科用図書の採択に当たって、本市では、文部科学省からの通知や学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえて採択基本方針を策定し、その方針に基づいた調査研究を実施し、適正かつ公正に教科用図書を採択しています。</p> <p>また、入学式、卒業式等における国旗の掲揚及び国歌の斎唱につきましては、学習指導要領に則って適切に実施するように指導しています。</p> <p>平成11年に「国旗及び国歌に関する法律」が制定され、自治体として市民が国旗に親しみをもち、また国旗への理解が深められるよう啓発に努める必要があることから、本市施設における国旗の掲揚について基本方針が示されました。現在、この基本方針に沿って各施設で国旗の掲揚を行っています。</p>						
<b>第13項（2）①②③（5）①②（総務部学務課）</b>						
<p>就学援助については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止され、市町村が独自に運営しています。本市におきましては、厳しい財政状況が予想される中で就学援助施策の継続を図るため、現在の所得認定基準及び給付内容で実施しています。</p> <p>今後も、国に対し就学援助費に係る財政措置の充実について要望していきます。</p>						
<b>第13項（2）④⑤（学校管理部保健給食課）</b>						
<p>要保護及び準要保護の児童及び生徒に係る医療費の対象疾病について、児童及び生徒を取り巻く環境等の変化に応じたものに改善するよう国に要望しており、今後とも機会をとらえて国に要望していきます。</p> <p>医療券につきましては、学校病に係る治療の途中において、医療券交付対象外となる場合があるため、対象者であることを月ごとに確認の上、発行する必要がありますので、ご理解願います。</p>						
<b>第13項（3）（学校管理部保健給食課）</b>						
<p>小学校給食については、単独調理場方式で行っています。</p> <p>中学校給食については、民間調理場を活用したデリバリー方式による選択制給食を平成28年11月から全校において実施しています。現在、全員喫食制の中学校給食の導入に向け、本市における自校単独調理方式・親子方式・給食センター方式・デリバリー方式などの実現可能性や必要経費について、中学校の現地調査も含めた基礎調査を進めています。今後、「堺市中学校給食検討懇話会」での意見も踏まえながら、安全安心な中学校給食の実施について、本市にとって望ましい調理方式の方向性を定めていきます。</p> <p>なお、栄養教諭等の配置については、国に対し、要望を継続していきます。</p>						

番 号	陳情第7号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第13項(4)（総務部学務課・学校教育部支援教育課・学校管理部施設課）（建築都市局交通部公共交通課・道路部連続立体推進課）	<p>大阪府のまちづくり条例に基づき、校舎の新築や改築等に合わせてエレベーター設置を行っています。障害のある子どもが安心して学校に通学することができるよう、学級の状況や子どもの障害の状況を鑑み、今後も、関係課と連携し、可能な限り必要な措置を講じていきます。</p> <p>なお、通学路のバリアフリー対策につきましては、今後も関係課と連携し、取り組んでいきます。</p> <p>市内鉄道駅のバリアフリー化につきましては、連続立体交差事業中の2駅（南海本線諏訪ノ森駅、浜寺公園駅）を除く27駅においてエレベーターもしくはスロープの設置による段差解消や、多機能トイレ、視覚障害者誘導ブロックの整備が完了している状況です。</p> <p>南海本線連続立体交差事業につきましては、令和9年度末の事業完了をめざし鋭意取り組んでおり、その際には現在事業中の2駅（諏訪ノ森駅、浜寺公園駅）について上記のようなバリアフリー対策を完了する予定です。</p>		



番 号	陳情第8号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	教育環境の整備について					
<b>第1項（学校教育部生徒指導課）</b>						
<p>部活動については、中学校学習指導要領の総則において、学校教育の一環として位置づけられており、教員の相互理解のうえ、工夫して運営しています。</p> <p>また、従来の「外部指導者」に加え、平成30年度から生徒の指導・引率のできる「部活動指導員」を配置するなど、教職員の部活動に係る負担軽減に努めています。</p>						
<b>第2項、第3項（学校教育部学校指導課・教職員人事部教職員人事課）</b>						
<p>様々な教育課題に対応し、児童生徒をきめ細かに支援していくためには、学級担任一人で抱え込みます、学年や学校で組織的な対応が求められています。</p> <p>教科担任制や学年担任制など、組織体制については、児童生徒の実態等を踏まえ、各学校が判断すべきものと考えています。</p> <p>本市では、小学校2年生の学級において、学級の平均人数が35人を超える場合には、1学級35人以下の学級を編制するため、教員を加配措置しています。また、小学校3年生から6年生までの1学級38人を超える学年に対しても教員の加配措置を行い、児童の状況に応じて少人数学級か習熟度別指導かを学校が選択できる「堺方式少人数教育」を実施しています。中学校では、習熟度別少人数指導加配として各校に1～3名教員を配置し、2学年以上もしくは2教科以上で少人数指導に取り組めるようにしています。</p> <p>これらの少人数指導の取組によって、きめ細かな指導による学校教育の充実を図っています。</p> <p>学級定数の改定については、学級編制基準、加配定数を含めた教職員定数の改善を通して見直しができるよう、引き続き国に要望します。</p>						
<b>第4項（学校教育部学校指導課）</b>						
<p>学習指導要領で示される授業単位時間（小学校45分、中学校50分）及び指導すべき内容に基づき、各学校・各教員が創意工夫しながら、授業を実施しています。</p> <p>本市では、堺版授業スタンダードなどを活用し、子どもが主体的・対話的深い学びにつながる授業をめざしており、授業時間や質問時間を一律に設定していませんが、発達段階や指導内容に応じて、子どもの発言や質問の時間を十分に保障しています。</p>						
<b>第5項（総務部総務課・教職員人事部教職員企画課）</b>						
<p>学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、教職員の負担を軽減し、業務改善を図ることは重要な課題であると認識しています。</p> <p>教職員が子どもと向き合う時間を確保するためにも、引き続き様々な観点から業務の適正化について検討していきます。</p>						



番 号	陳情第9号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	学校歯科健診について					
<b>第1項（学校管理部保健給食課）</b>						
<p>昨年度実施した抽出調査では、何らかの治療が必要となる児童生徒の割合が2割程度であり、その後の処置の有無については把握できていない状況です。</p> <p>今後、より適切な歯科の啓発活動等を行うためにも、他市の状況も参考にしながら、未受診者等を含めた各学校での実数把握について検討していきます。</p>						
<b>第2項（学校管理部保健給食課）</b>						
<p>10本以上のう歯（うし）を有する児童生徒の数については、現在のところ調査していませんが、今後、他市の状況も参考にしながら、各学校での実数把握について検討していきます。</p>						
<b>第3項（学校管理部保健給食課）</b>						
<p>保護者への検診結果の配付とあわせて本市の医療費助成制度を引き続き周知するとともに、児童生徒の適切な受診勧奨に努めるよう各学校に改めて通知していきます。</p> <p>また、口腔ケアの重要性を伝えるため、学校が発行する「保健だより」等による啓発を継続するとともに、学校と連携しながら、効果的な受診勧奨の方法について研究していきます。</p>						
<b>第4項（学校管理部保健給食課）</b>						
<p>現在、学校検診結果は、児童生徒個々の健康診断票等を紙台帳で管理しています。</p> <p>今後、学校保健・健康教育の推進、情報管理の徹底、教職員の事務作業の負担軽減につなげることを目的として、健康診断票をICT化するなど効率的な運用実施をめざして、関係部局と調整していきます。</p>						



番 号	陳情第10号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	学校給食について					
第1項（学校管理部保健給食課）						
(第一希望)						
本市の学校給食における食物アレルギー対応は、安全性を最優先に考え、市で作成したマニュアルに基づいた対応を行い、事故防止の徹底を図っています。						
学校給食は、多様な食品を適切に組み合わせ、各栄養素をバランス良く摂取しつつ、様々な食に触れることができるようになりますことやこれらを活用した食に関する指導や食事内容の充実を図ることが文部科学省において示されています。						
本市でも学校給食の意義をふまえつつ、食物アレルギーにも配慮した献立作成を行っており、7大アレルゲンのうち、ピーナッツ、そばは使用していません。卵は週1回の使用を目安とし、マヨネーズは卵を含まないものを使用しています。献立作成時は、1日の給食で複数の料理に同じ原因食物を使用しないように配慮するとともに、原因食物は可能なかぎり調理工程の最後に投入し、除去食対応がしやすいように工夫しています。使用する物資についても、できるだけ原因食物が使用されていないものを選定する等の対応を行っています。						
除去食対応については、作業面、衛生面を考慮し、各学校で可能な範囲で行っています。						
第1項（1）（学校管理部保健給食課）						
(第二希望)						
学校給食は、多様な食品を適切に組み合わせ、各栄養素をバランス良く摂取しつつ、様々な食に触れるができるようになりますことやこれらを活用した食に関する指導や食事内容の充実を図ることが文部科学省において示されています。						
本市でも、食物アレルギーに配慮しつつ、児童の嗜好や喫食状況、学校給食の意義もふまえながら、献立作成を行っています。						
第1項（2）（学校管理部保健給食課）						
(第二希望)						
各学校で除去食対応が必要な食物や除去食対象児童の数が異なるため、各学校で安全に提供できる範囲で除去食対応を行っています。						
第1項（3）（学校管理部保健給食課）						
(第二希望)						
除去食は作業面や衛生面により、最初から別々に調理するのではなく、釜で調理中のものを小鍋等に取り分けて調理しています。その際は、衛生管理上、十分加熱し、中心温度75°C1分間以上を確認してから取り分けます。第1段階やコンソメ、中華ブイヨンを入れる第2段階では十分な加熱がされていないため、取り分けることができません。第3段階（最終段階）では、すでに釜に入っている食材も十分加熱されており、温度確認後、取り分けることが可能であることから第3段階で入る食物を除去食可能な食物としています。						

番 号	陳情第10号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	学校給食について					
<b>第1項（4）（学校管理部保健給食課）</b> (第二希望) 本市の学校給食における食物アレルギーの対応は、安全性を最優先としており、揚げ物の別釜調理は作業面や安全面から対応が困難であるため、油は共用し、可能な範囲で除去食対応を行っています。						
<b>第1項（5）（学校管理部保健給食課）</b> (第二希望) 本市の学校給食における食物アレルギーの対応は、安全性を最優先としており、作業面や安全面を考慮し、調理過程で原因食物を除去する除去食対応を基本としています。 代替食については、物資の調達や配送等の課題もあり、実施は困難と考えています。 除去食対応ができない献立がある場合、もう一方の喫食可能な献立を增量する等の配慮を行っています。						
<b>第2項（1）（学校管理部保健給食課）</b> 本市の学校給食における食物アレルギーの対応については、令和2年1月から市のホームページで公開しています。また、学校給食で使用する加工食品のアレルギー情報は、公益財団法人堺市学校給食協会のホームページで公開しています。						
<b>第2項（2）（学校管理部保健給食課）</b> 食物アレルギーを有する児童にも給食を提供し、全ての児童が給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにすることは大切であると考えます。 一方で、学校給食は、学校教育の一環として実施しており、多様な食品を適切に組み合わせ、各栄養素をバランス良く摂取しつつ、様々な食に触れる能够性を高めることやこれらを活用した食に関する指導や食事内容の充実を図ることが文部科学省において示されています。 児童の嗜好や喫食状況、学校給食の意義もふまえながら、他市の状況も参考とし、食物アレルギーの対応について、研究していきます。						
<b>第2項（3）（学校管理部保健給食課）</b> 食物アレルギーを有する児童や学級児童への配慮事項等は、本市のマニュアルに掲載し、担任が食物アレルギーについて理解を深めることができるようにしています。また、教育委員会において、年2回、学校を対象に除去食対応に関する説明会を開催し、事故防止の徹底を図っています。各学校では、実態に応じ、エピペントレーナーを使用した研修や学校医による研修も行っています。						

番 号	陳情第11号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項、第4項、第5項、第8項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の配置は、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）」に基づき、支援の単位ごとに2人の指導員を配置し、安全安心な活動が確保できるよう対応しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動場所の確保に向けては、専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等を確保し、より多くの児童が利用できるよう努めています。</li> </ul> <p>指導員の処遇改善は課題であると認識しており、今後も予算の確保に努めます。</p> <p>また、指導員の研修については、平成27年度から大阪府が「放課後児童支援員認定資格研修」を行っており、本市としても計画的な受講を進めるとともに、運営事業者においても業務仕様書等に定める研修を実施しており、指導員のスキル向上を図っています。</p> <p>なお、複数の放課後児童対策事業があることについては課題であり、事業を統一していく必要があると認識しています。</p> <p>現在、事業の統一に向けて、放課後ルームを順次のびのびルームに移行しています。</p>						
第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>のびのびルームの専用教室内のエアコンやカーペットについては、設置年数を考慮した上で、順次更新するとともに、緊急の場合は必要に応じて対応しています。</p>						
第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>各ルームの定員設定については、国の基準に従い算出していることから、現在のところ計算方法を変更する予定はありません。</p>						
第6項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>放課後児童対策事業の運営は市の事業として条例で定める基準に基づき実施しており、公募型プロポーザル方式により運営事業者を選定しています。</p> <p>公募型プロポーザル方式で運営事業者を選定することにより、業務の実施体制、実施手法、技術提案等を記載した企画提案を提出させ、価格以外の要素である企画提案も評価対象とし、これら全体を評価して運営事業者を選定することで、児童にとってより良い事業運営が実施できるものと考えています。</p> <p>なお、運営事業者の変更があった場合にはスムーズな引継ぎが行えるよう、指導員の継続雇用等について新事業者に配慮をお願いしています。</p>						

番 号	陳情第11号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第6項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
事業者の選定については、大学教授等外部委員を含めた堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会において、提案事業者の提案書等を審議し、選定しています。						
第6項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
プロポーザル参加資格については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び堺市契約規則（昭和50年規則第27条）第3条の規定等、関係法令に基づいています。						
第6項（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
今回、中区、西区の計21校の事業者が変更となります、速やかに利用保護者への説明を行うため、各区役所を会場として3～4回説明会を実施しました。						
第6項（5）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
のびのびルーム、堺っ子くらぶの利用者を対象に、平成29年度は主に運営事業者が変更になったルームの全学年の保護者、また平成30年度は全ルームの1年生の保護者、令和元年度全ルームの1～6年生の保護者に対し運営状況を把握するためのアンケート調査を実施しています。アンケートの結果についてはよりよい運営につなげるために運営事業者と共有しています。						
第7項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
各事業者の業務の履行確認については、月ごとに業務完了報告書の提出を求め、仕様書及び提案書に基づく実施の内容の点検、確認を行っています。また、本市職員によるルーム巡回によって、現地での履行確認も行っています。						

番 号	陳情第12号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
<b>第1項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
平成31年度（令和元年度）における共用教室の使用日数について、4月当初から12月末までの業務日誌をもとに確認したところ、生活科ルーム2は171日、少人数教室は29日、会議室は4日となっています。						
なお、平成31年度（令和元年度）の4月当初から12月末までの間において、生活科ルーム2と少人数教室を同時に使用した日は21日、生活科ルーム2と少人数教室、会議室を同時に使用した日はありません。						
<b>第1項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
大阪府福祉部子ども室子育て支援課です。						
<b>第1項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
学校教育に関する活動となります。						
<b>第1項（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
厚生労働省に確認しています。						
<b>第2項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
百舌鳥小学校ののびのびルームと放課後ルームの来年度の利用申込者数については、2月3日現在、申込処理作業中であるため、お答えすることができません。						
<b>第2項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
百舌鳥小学校ののびのびルームと放課後ルームは、専用教室の他、放課後に活動できる共用教室を確保することにより、より多くの児童が利用できるよう努めています。						
<b>第3項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
平成31年度（令和元年度）の百舌鳥小学校ののびのびルームにおける基本配置指導員定数は、4～12月が10人、加配指導員必要認定数は、4月は8人、5、6月は各月6人、7～10月は各月8人、11、12月は各月7人となっています。						

番 号	陳情第12号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
<b>第3項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>百舌鳥小学校のびのびルームについて、平成31年度（令和元年度）の4～12月に基本配置指導員数が充足していない日は、7月に1人不足していた日数が3日ありました。</p> <p>また、土曜日を含む月別の開設日数及び加配指導員配置不足日数については次のとおりです。</p> <p>平成31年4月の開設日数は24日、5人不足日数は3日、6人不足日数は2日、7人不足日数は6日、8人不足日数は9日です。</p> <p>令和元年5月の開設日数は22日、2人不足日数は3日、3人不足日数は3日、4人不足日数は2日、5人不足日数は5日、6人不足日数は6日です。</p> <p>令和元年6月の開設日数は25日、4人不足日数は4日、5人不足日数は6日、6人不足日数は9日です。</p> <p>令和元年7月の開設日数は26日、6人不足日数は5日、7人不足日数は6日、8人不足日数は11日です。</p> <p>令和元年8月の開設日数は26日、7人不足日数は10日、8人不足日数は7日です。</p> <p>令和元年9月の開設日数は23日、3人不足日数は1日、5人不足日数は2日、6人不足は7日、7人不足は3日、8人不足は6日です。</p> <p>令和元年10月の開設日数は25日、4人不足日数は1日、5人不足日数は2日、6人不足日数は4日、7人不足日数は4日、8人不足日数は10日です。</p> <p>令和元年11月の開設日数は24日、4人不足日数は4日、5人不足日数は6日、6人不足日数は5日、7人不足日数は5日です。</p> <p>令和元年12月の開設日数は24日、3人不足日数は1日、5人不足日数は7日、6人不足日数は6日、7人不足日数は6日です。</p>						
<b>第3項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>指導員配置については、まず基本配置に指導員を配置した上、配慮を要する児童に対し追加配置していると考えており、当該日に出勤している指導員全員でルーム運営を行っています。</p>						
<b>第3項（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>当該日に出勤している指導員全員でルーム運営を行っています。</p>						
<b>第3項（5）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>現在の雇用情勢により、社会全体に人手不足感が高まっていることが一因と考えています。</p>						
<b>第4項（1）（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>活動場所の確保については、学校全体の使い方を踏まえて学校と連携を図っていきます。</p>						

番 号	陳情第12号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
<b>第4項（2）（学校管理部施設課）</b>						
百舌鳥小学校の改築校舎は、令和2年度に供用開始予定です。						
<b>第4項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
学校における来年度の教室配置の状況を踏まえ、協議していきます。						
<b>第4項（5）、第5項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
複数の放課後児童対策事業があることについては課題であり、事業を統一していくべき必要があると認識しています。						
現在、事業の統一に向けて、放課後ルームを順次のびのびルームに移行しています。						
そのため、年度によってルーム数や対象学年が変わる可能性があることから、契約期間を1年間としています。						
<b>第5項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
運営事業者の変更があった場合にはスムーズな引継ぎが行えるよう、指導員の継続雇用等について新事業者に配慮をお願いしています。						
本市は各受託事業者に対し契約の締結に当たり、労働関係・社会保険関係の法令等を遵守し、業務従事者に対し使用者としての責任をすべて果たすよう求めています。						
また、運営事業者が変更となった場合において、ルームが円滑に運営できるよう、本市職員による運営事業者間の引継ぎへの立合い及びルーム巡回を行います。						
<b>第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
業務仕様書上、のびのびルーム・放課後ルームは、卒業式の日から終業式の日までの期間は放課後から、春休みの期間はのびのびルームが午前8時から、放課後ルームは午前9時からの開室としています。						



番 号	陳情第13号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
<b>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>本事業の指導員は、運営事業者が雇用する職員であり、指導員の雇用については運営事業者が行うところですが、運営事業者の変更があった場合には、指導員の継続雇用等について新事業者に配慮をお願いしています。</p> <p>なお、指導員の配置については条例に基づき、支援の単位ごとに2人の指導員を配置し、このうち1人は放課後児童支援員としています。</p>						
<b>第2項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>放課後児童対策事業の運営は、市の事業として条例で定める基準に基づき実施しており、公募型プロポーザル方式により運営事業者を選定しています。</p> <p>事業者の選定にあたっては、価格のみではなく、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム、安全体制など総合的な運営内容を審査して決定しています。</p> <p>委託契約においては、単年度での契約が原則となっていますが、本事業の委託契約は、事業者の指導員の確保や子どもたちへの影響を考慮し、現在3年間とっています。</p>						
<b>第2項（2）（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>運営事業者の変更があった場合にはスムーズな引継ぎが行えるよう、指導員の継続雇用等について新事業者に配慮をお願いしています。</p>						
<b>第2項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>指導員の処遇改善は課題であると認識しており、今後も予算の確保に努めます。</p>						
<b>第2項（5）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>指導員の資質向上については、業務仕様書において服務規律や児童との接し方や遊び、障害児童への理解と対応、家庭・地域・学校との連携、安全衛生管理、児童の人権擁護、AEDの使用やアレルギー等の救急救命等の研修を各事業者に実施するよう求めています。</p>						
<b>第2項（6）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会規則に基づき、会議は、審議、検討又は協議に係る未だ検討段階にある情報について、率直な意見の交換又は意思決定の中立性等の確保の観点から非公開とされています。</p> <p>なお、選定結果については本市ホームページで公開しています。</p>						

番 号	陳情第13号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第2項（7）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>本市では、運営状況を把握するため、平成29年度から利用保護者を対象としてアンケートを実施しています。令和元年度は、のびのびルームと堺っ子くらぶの全利用保護者に対してアンケートを実施し、利用保護者によるルームの利用に関する評価は、各ルームとも「満足」及び「おおむね満足」の回答があわせておおむね9割以上となっており、事業運営については円滑に運営できているものと判断しています。なお、集計結果は本市ホームページで公表しています。</p>						

番 号	陳情第14号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>放課後児童対策事業の運営は市の事業として「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき実施しており、公募型プロポーザル方式により運営事業者を選定しています。</p> <p>事業者の選定にあたっては、価格のみではなく、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム、安全体制など総合的な運営内容を審査して決定しています。</p> <p>委託契約においては、単年度での契約が原則となっていますが、本事業の委託契約は、事業者の指導員の確保や子どもたちへの影響を考慮し、現在3年間とされています。</p> <p>本市では、運営状況を把握するため、平成29年度から利用保護者を対象としてアンケートを実施しています。令和元年度は、のびのびルームと堺っ子くらぶの全利用保護者に対してアンケートを実施し、利用保護者によるルームの利用に関する評価は、各ルームとも「満足」及び「おおむね満足」の回答があわせておおむね9割以上となっており、事業運営については円滑に運営できているものと判断しています。集計結果は本市ホームページで公表しています。</p>						
第2項、第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の配置は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、支援の単位ごとに2人の指導員を配置しています。</p> <p>また、指導員の処遇改善については、課題であると認識しており、今後も予算の確保に努めています。</p>						
第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>児童数については、国の基準に従い、登録時に調査した週の利用希望日数をもとに算出しています。</p> <p>暑さ対策については、活動場所にエアコンを設置しており、引き続き環境整備等に努めています。</p>						
第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>AED（自動体外式除細動器）については、学校内に設置しているAEDを使用することとしています。</p>						
第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>放課後児童対策事業の運営経費については、受益者負担の観点からの一部負担金額を設定し、保護者にも当該事業運営に係る費用の一部を負担いただいています。</p> <p>放課後児童対策事業の一部負担金については、きょうだい減免は実施していませんが、ご家庭の所得状況に応じて減額・免除をする制度を設けています。</p>						



令和2年 第1回市議会(定例会)陳情回答綴

令和2年 3月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shikai/>

堺市行政資料番号  
1-B2-19-0059

